



三重県公報

令和2年1月10日 (金)

第 70 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
6	指定管理者の指定	(障がい福祉課)	2
7	同件	(文化振興課)	2
8	同件	(紀北地域活性化局)	2
9	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
選 管 告 示			
1	三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(選挙管理委員会)	3
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	3
	同件	(同)	4
正 誤			
	令和元年12月20日付け三重県公報第66号	(建築開発課)	4

告 示

三重県告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市桜橋二丁目 131 番地
名 称 一般社団法人三重県聴覚障害者協会
代表者 会長 深川 誠子
- 2 指定した年月日
令和元年 12 月 23 日
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、文化交流ゾーンを構成する県立文化施設（三重県立図書館を含む三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び三重県立美術館）の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市一身田上津部田 1234 番地
名 称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 雲井 敬
- 2 指定した年月日
令和元年 12 月 23 日
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県立熊野古道センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 尾鷲市野地町 12 番 27 号
名 称 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
代表者 理事長 林 伸行
- 2 指定した年月日
令和元年 12 月 23 日
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し

ます。

令和2年1月10日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アドバンスモール松阪

松阪市小黒田町字池田 1-1 番地ほか 233 筆

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車収容台数を超える来客者数が予想される場合及び駐車場内の混雑が予想される場合は駐車場内及び出入口付近の混雑緩和及び交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の対応を行うこと。特に信号の設置されていない敷地出入口については、通行車両と来退店者の入出庫車両による衝突事故が発生するおそれがあるため、更なる事故防止措置を行うこと。

(2) その他の事項

ア 近隣住民等より公害に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって対処すること。

イ 駐車場等において青少年がい集することを抑止するため、店舗内及び駐車場内について従業員等による巡回パトロールを実施するとともに、防犯カメラを適切な場所に設置し、犯罪抑止措置を行うこと。特に、夜間の防犯対策等に関して安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

ウ 松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）及び三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）に基づく許可及び届出について、必要な手続を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和2年1月10日から同年2月10日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を同条第2項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成30年三重県選挙管理委員会告示第78号は、廃止します。

令和2年1月10日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

3分の1の数 2,287

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市港管理組合管理者から通知がありました。

令和2年1月10日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年12月10日から令和2年2月21日まで

3 作業地域

四日市市霞二丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 2 年 1 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 12 月 16 日から令和 2 年 3 月 6 日まで
- 3 作業地域
四日市市滝川町及び同市千歳町

正 誤

令和元年 12 月 20 日付け三重県公報第 66 号に登載しました、宅地開発事業に関する工事の完了の公告中
 ページ 行
 15 1 から 7

誤

令和元年 11 月 29 日	多気郡大台町佐原字下中通 654-3 ほか 14 筆及び字 上中通 738-8 の一部ほか 3 筆	東京都新宿区四谷 2 丁目 9-15 東京ユナイテ ッド総合事務所内 合同会社ニューツーリズム・トリップベース 1 号 職務執行者 森 田 威
-------------------	--	---

正

令和元年 11 月 29 日	多気郡大台町佐原字下中通 654-3 ほか 14 筆及び字 上中通 738-8 の一部ほか 3 筆	東京都新宿区四谷 2 丁目 9-15 東京ユナイテ ッド総合事務所内 合同会社ニューツーリズム・トリップベース 1 号 代表社員 一般社団法人ニューツーリズム・ トリップベース 職務執行者 森 田 威
-------------------	--	---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
